

別表

補助事業者	補助対象事業	補助対象経費	基準額
次に掲げるへき地医療拠点病院等（へき地保健医療対策等実施要綱（令和4年7月29日付け医政発0729第13号厚生労働省医政局長通知の別添。以下「実施要綱」という。）に定めるへき地医療拠点病院その他これと同等であるとして知事が認めるものをいう。以下同じ。）又はへき地診療所（実施要綱に定めるへき地診療所をいう。以下同じ。）を開設している者 （1）次のいずれにも該当するへき地医療拠点病院等 ① 県内の同一の医療圏に所在し、若しくは連携しているへき地診療所又は集会施設等（中山間・へき地内に所在するものに限る。以下同じ。）に医師を派遣し、又は巡回診療を行っていること。 ② オンライン診療（オンライン診療の適切な実施に関する指針（平成30年3月30日付け医政発0330第46号厚生労働省医政局長通知の別紙）に定めるオンライン診療をいう。以下同じ。）を行う予定であること。 ③ 基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）に基づき、情報通信機器を用いた診療に係る施設基準の届出を行っていること。 （2）（1）のへき地医療拠点病院等の実施するオンライン診療の対象先となるへき地診療所	1 必須事業 次の各号に掲げる補助事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事業とする。 （1）へき地医療拠点病院等 へき地診療所又は集会施設等との間でオンライン診療を行う事業 （2）へき地診療所 （1）のへき地医療拠点病院等の実施するオンライン診療のための環境を整備する事業	・ オンライン診療に必要な情報通信機器の購入経費又はリース経費（パソコン、タブレット端末、カメラ、マイク、スピーカー、ヘッドセット、ルーター等） ・ 情報通信機器及びオンライン診療のシステムの導入に係る初期経費 ・ 通信費用 ・ 看護師の派遣費用（へき地医療拠点病院等に限る。） ※ただし、次の経費を除く ・ スマートフォンの購入経費	へき地医療拠点病院等 920,000円 へき地診療所 330,000円
	2 任意事業（へき地医療拠点病院等に限る。） 訪問看護を受けている患者の緊急時に、医師に代わり看護師を派遣した上で、患者宅との間でオンライン診療を行う事業	・ 看護師の派遣費用	3,600円/時間